

# 信濃の介護保険

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課  
〒380-0871  
長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内  
TEL：026-238-1555 (直通)  
TEL：026-238-1580 (苦情専用)  
TEL：026-238-1583 (障害者総合支援専用)  
FAX：026-238-1581  
E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp  
URL：http://www.kokuho-nagano.or.jp

## 1 介護保険新規事業者説明会について

新規指定介護保険事業者を対象とした説明会を下記のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項について説明します。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

また、県介護支援課からも新規指定事業者向けの説明があります。参加を希望される事業者は、前日までに事業所番号、事業所名、参加者名をFAXにてご報告ください。

開催日	場所	時間 (予定)
平成28年2月24日(水)	松本合同庁舎202会議室	午後1時00分～4時00分
平成28年3月29日(火)	長野県自治会館5階会議室	午後1時00分～4時00分

## 2 給付管理票の作成区分について

給付管理票の作成区分には、新規・修正・取消の3種類があります。作成区分は給付管理票提出のタイミングや目的によって異なり、誤った区分で提出すると返戻の原因となり、サービス事業所への支払が適切に行なわれない場合がありますのでご注意ください。

【新規】…決定している給付管理票が無い場合の区分です。

給付管理票を初めて提出する場合や、初めて提出した給付管理票が返戻となり、再度提出する場合には、【新規】で提出します。

【修正】…既に決定している給付管理票の内容修正を目的として再提出する場合の区分です。

給付管理票を【修正】として提出すると、決定済みの給付管理票が新たな内容に上書きされます。決定済みのサービス事業所の請求がある場合、修正後の給付管理票と実績を突合し、再審査がかかります。

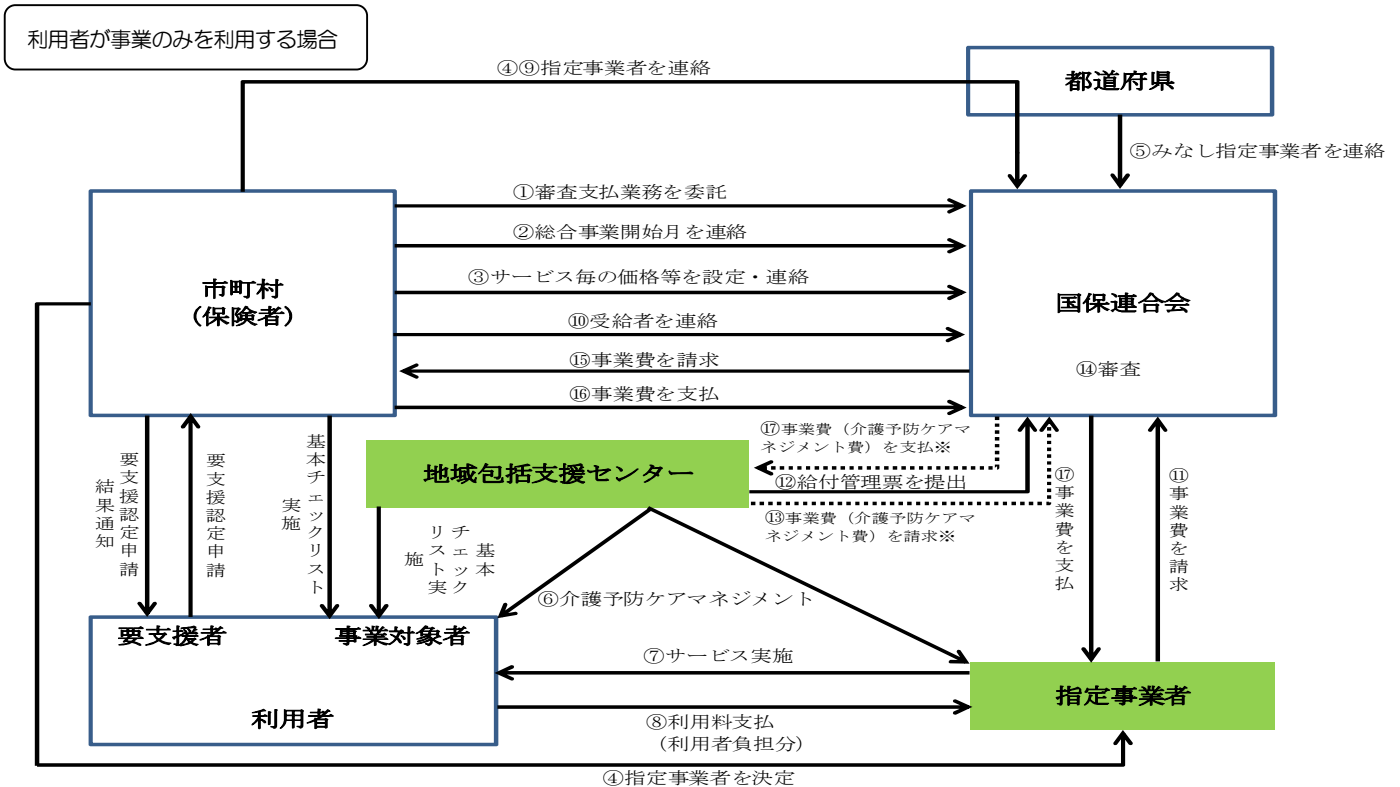
このため、修正したい箇所のみでなく、全ての事業所の情報を記載して提出する必要があります。

【取消】…既に決定している給付管理票の取消を行う場合の作成区分です。

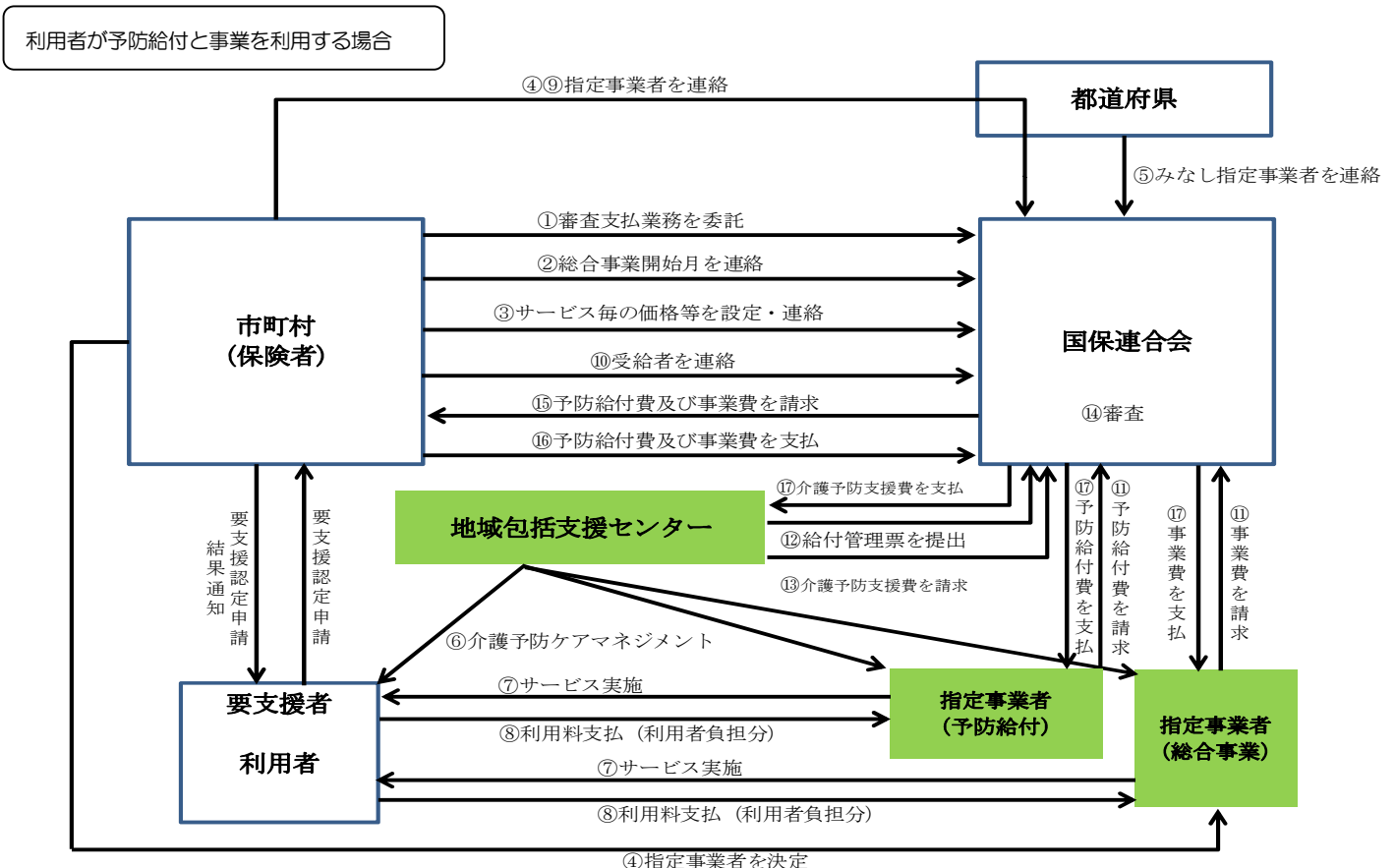
実績がない等、本来提出すべきでない給付管理票が決定している場合、【取消】の区分で該当の給付管理票を再提出することで取り消しが可能です。給付管理票を取り消すと、これに基づくサービス事業所の実績、及び居宅介護(予防)支援費の実績が過誤(請求の取下げ)となります。

### 3 介護予防・日常生活支援総合事業費を請求する事業所の方々へ

標記総合事業について、順次複数の保険者が実施予定となっております。総合事業実施にあたり、請求までの流れ等を掲載しますので、指定を受けた事業所におきましては、掲載内容をご確認ください。



※⑬・⑰の事業のみを利用する利用者の介護予防ケアマネジメント費は地域包括支援センターの委託料とともに市町村が支払うのが基本であり、国保連合会を経由した支払は例外。なお、支払を行う可能性がある、要支援認定を受け、事業のみを利用する場合も国保連合会は介護予防ケアマネジメント費と給付管理票との突合審査は行わない。



＜介護予防・日常生活支援総合事業における請求明細書と給付管理票の提出パターン＞

No.	利用者	利用サービス				給付管理票の提出	給付管理票に記載するサービス	介護予防支援費/ 介護予防ケアマネジメント費
		介護予防給付 限度額管理対象	介護予防給付 限度額管理対象外	総合事業 限度額管理対象	総合事業 限度額管理対象外			
1	要支援者	○	—	—	—	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限度額管理対象サービス(※1)	介護予防支援費
2		○	○	—	—	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限度額管理対象サービス(※1)	介護予防支援費
3		○	—	○	—	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限度額管理対象サービス(※1) 総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(※2)	介護予防支援費
4		○	—	—	○	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限度額管理対象サービス(※1)	介護予防支援費
5		○	○	○	—	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限度額管理対象サービス(※1) 総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(※2)	介護予防支援費
6		○	○	—	○	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限度額管理対象サービス(※1)	介護予防支援費
7		○	—	○	○	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限度額管理対象サービス(※1) 総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(※2)	介護予防支援費
8		○	○	○	○	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限度額管理対象サービス(※1) 総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(※2)	介護予防支援費
9		—	○	—	—	不要	—	介護予防ケアマネジメント費(※5) (保険者へ請求(※4)) (例外的に国保連への委託も可能)
10		—	○	○	—	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(※2)	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(※4)) (例外的に国保連への委託も可能)
11		—	○	—	○	不要	—	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(※4)) (例外的に国保連への委託も可能)
12		—	○	○	○	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(※2)	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(※4)) (例外的に国保連への委託も可能)
13		—	—	○	—	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(※2)	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(※4)) (例外的に国保連への委託も可能)
14		—	—	○	○	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(※2)	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(※4)) (例外的に国保連への委託も可能)
15		—	—	—	○	不要	—	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(※4)) (例外的に国保連への委託も可能)
16		—	—	—	—	不要	—	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(※4)) (例外的に国保連への委託も可能)
17	事業対象者	—	—	○	—	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(※2)	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(※4))
18		—	—	—	○	不要	—	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(※4))
19		—	—	○	○	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(※2)	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(※4))
20		—	—	—	—	不要	—	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(※4))

(※1)  
 介護予防訪問介護  
 介護予防訪問入浴介護  
 介護予防訪問看護  
 介護予防訪問リハビリテーション  
 介護予防通所介護  
 介護予防通所リハビリテーション  
 介護予防福祉用具貸与  
 介護予防認知症対応型通所介護  
 介護予防認知症対応型共同生活介護  
 介護予防小規模多機能型居宅介護

(※1)  
 介護予防短期入所生活介護  
 介護予防短期入所療養介護(介護保健施設)  
 介護予防短期入所療養介護(介護療養型施設等)  
 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)  
 介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用型)  
 (※2)  
 訪問型サービス(みなし) 訪問型サービス(独自)  
 訪問型サービス(独自/定率) 訪問型サービス(独自/定額)(※3)  
 通所型サービス(みなし) 通所型サービス(独自)  
 通所型サービス(独自/定率) 通所型サービス(独自/定額)(※3)

(※3)  
 限度額管理対象/対象外サービスは市町村が決定して国保連に連絡する  
 (※4)  
 住所地特例適用被保険者の介護予防ケアマネジメント費は施設所在市町村へ請求  
 (※5)  
 介護予防ケアマネジメントは実施しておらず、居宅療養管理指導のみ利用されている場合を除く

平成28年1月請求分の支払日は2月26日(金)、3月請求分の締め切りは3月10日(木)です。